福島第二原子力発電所現地確認報告書

１　確認日

令和８年１０月２１日（水）

２　確認箇所

・廃棄物処理建屋（図１）

３　確認項目

(1) 不適合（管理区域入域時の警報付線量計の不携帯）事象の発生状況及び対策の実施状況

(2) 移動式電源車による給電訓練の実施状況

４　確認結果の概要

(1) 不適合（管理区域入域時の警報付線量計の不携帯）事象の発生状況及び対策の実施状況

令和８年１月２７日、福島第二原子力発電所において、作業員が管理区域※1に警報付線量計を携帯せずに入域する事象が発生した。事象発生後に東京電力が線量を測定した結果、当該作業員に被ばくは認められなかった。しかし、東京電力はこの事象を不適合※2（グレードＧⅢ：軽微な不適合事象）と判断し、同年１月２８日に公表した。

管理区域における線量計の適切な使用は原子力発電所の作業員の労働安全を確保する上で重要であることから、今回、県では不適合事象の発生状況を現地において確認するとともに、再発防止対策の実施状況を東京電力から聴取した。

・東京電力によると、今回の不適合事象は、作業員が管理区域への入域手続きを行った際に、入退域管理装置※3に警報付線量計を置き忘れたために生じたとのことである。（写真１）

・東京電力は、この不適合を踏まえた再発防止のため、次の対策を講じるとともに、対策を作業員に周知した。

①管理区域に入域する作業員は警報付線量計を常時首から吊り下げ、取り外さない運用とした。

②作業員が警報付線量計を携帯していることを入退域管理所の保安監視員が確認する運用とした。

③作業員に線量計の適切な使用方法などの放射線防護教育を実施した。

※１ 管理区域：原子力施設等において、作業する人の被ばく管理を適正に行うために、放射線による被ばくのおそれのある区域を他の区域から隔離した区域。管理区域への入域者は、被ばく線量の管理のために線量計の携帯が必要である。

※２ 不適合：原子力発電所における設備、業務等の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態。東京電力は、社内で「不適合」と判定した全事象を公表している。

※３ 入退域管理装置：作業員の管理区域入退域管理、警報付線量計の登録等を行う装置。

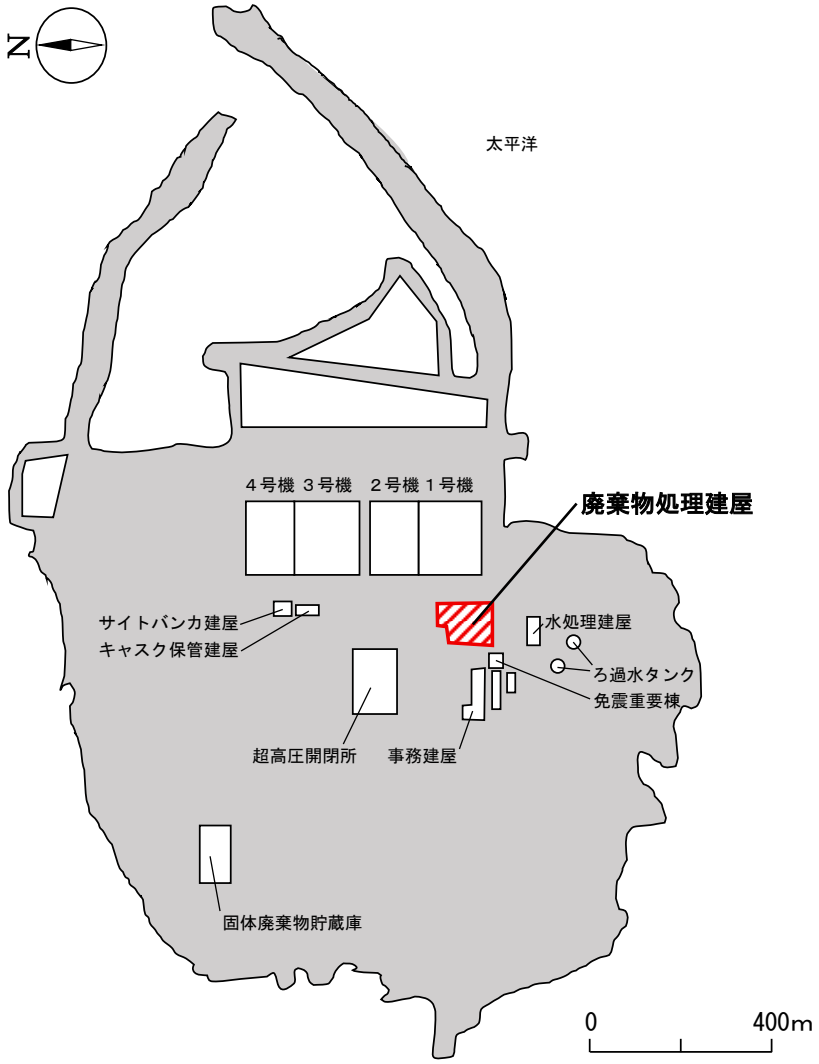
(2) 移動式電源車による給電訓練の実施状況

東京電力では、大規模な自然災害の発生等に伴う福島第二原子力発電所の外部電源の喪失事象を想定して、移動式電源車※4による給電訓練を定期的に行っている。今回、給電訓練の実施状況を現地において確認した。（前回確認：令和３年１１月３０日）

・東京電力社員が、電源車を廃棄物処理建屋の前に駐車し、電源車から廃棄物処理建屋への電源ケーブルの敷設・接続、電源車の起動等を行った。（写真２、写真３、写真４）

・訓練には、訓練実施者のほかに東京電力担当者が訓練の評価者として立会っていた。評価者によると、訓練の開始（電源車の移動開始）からケーブルの接続完了までの所要時間は約２８分であり、東京電力社内の訓練の評価基準を満たしていたとのことである。

※４ 電源車：発電機（ディーゼル発電、ガスタービン発電等）、燃料タンク等を備えた車両。



（図１）福島第二原子力発電所構内概略図



（写真１）管理区域の入退域管理装置における個人線量計の置き忘れの発生状況（再現）



（写真２）廃棄物処理建屋における電源車の給電訓練の実施状況



（写真３）廃棄物処理建屋における給電訓練（電源ケーブルの接続、取り外し等）の実施状況



（写真４）電源車の電源ケーブルの巻き取り作業の実施状況